

別表 (第2条関係)

支給対象者		単位	単 価
講師	本協会に 関係する者	1時間	2,000円
	本協会に 関係しない者	1日	20,000円
医師		1日	30,000円
看護師		1日	10,000円
講習会・競技会運営 従事者及び会場・審判 主任(当日)		1日	3,000円
		半日	2,000円
会場設営従事者 (前日準備時)		1回	1,000円
審判員及びマンツ マンコミッショナー		1試合	1,000円
備 考		1 本協会に 関係しない者が1日 当たり3時間以内 の講師を務める 場合、10,000円 とする。 2 同一日に異なる 業務に従事する 場合、金額の高 い方のみを支給 する。 3 講習会・競技会 運営従事者への 諸謝金について は、当日の所定期 間、業務に従事 する者に支給す る。 4 半日の業務とは 、当該日がおお むね3時間程度 で終了の事業と する。	